

「信州ACE（エース）プロジェクト」ロゴマーク及び
「信州ACE（エース）プロジェクト アルクマ」の使用に関する規程

平成 26 年 10 月 20 日策定
長野県健康福祉部健康増進課

（目的）

第 1 条 この規程は、本県の財産である「健康長寿」を継承・発展させ、県民が生きがいをもち健やかで幸せに暮らせる「しあわせ健康県」を目指して推進する健康づくり県民運動「信州ACE（エース）プロジェクト」（以下、「ACEプロジェクト」という。）の取組に、「信州ACE（エース）プロジェクト」ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）及び「信州ACE（エース）プロジェクト アルクマ」（以下、「ACEアルクマ」という。）を使用する場合について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程において、ロゴマークとは、別記 1 のロゴマークパターンをいう。また、ACEアルクマとは、アルクマのデザイン加工申請した別記 2 のデザインをいう。

（ロゴマーク及びACEアルクマに関する権利）

第 3 条 ロゴマーク及びACEアルクマに関する一切の権利は、長野県に属する。

（使用の申請）

第 4 条 ロゴマーク及びACEアルクマを使用しようとする者は、あらかじめ長野県知事（以下、「知事」という。）の許諾を受けなければならない。ただし、別記 1 のロゴマーク J 及び K を除き、次の各号のいずれかに該当し、かつ、図柄を変更することなく平面で使用するときは、知事の承認を得なくてもイラストを使用することができるものとする。

- (1) 長野県、県内市町村及び長野県が構成員となっている団体（以下、「県参画団体」という。）が、公用または公共用に使用する場合
- (2) 学校教育法第 1 条に規定する県内の学校が、教育目的に使用する場合
- (3) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道・広報目的に使用する場合
- (4) その他使用許諾の手続きを必要としないと知事が認める場合

2 前項の知事の許諾を受けようとする者は、使用申請書（別記様式第 1 号）に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし知事が認める場合には添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) ロゴマーク及びACEアルクマの使用状況がわかる完成見本品等
- (3) その他知事が必要と認める書類

（使用の許諾）

第 5 条 知事は、前条の使用申請があった場合は、その内容を審査し、趣旨に沿って使用するものと認めるときは、使用の許諾（以下「使用許諾」という。）をすることができる。この場合において、知事は必要があると認める場合は、ロゴマーク及びACEアルクマの

使用方法その他について、条件を付することができる。

2 知事は、ACEアルクマが『長野県PRキャラクター「アルクマ」使用マニュアル』に定める公益目的（非営利）、もしくは健康づくり、ACEプロジェクトの取組に関する申請の場合はACEアルクマの使用について許諾をすることができる。また、商品に関する申請の場合等営利を目的とする場合、長野県健康福祉部健康増進課及び長野県観光部観光誘客課において内容を確認し、知事が適当であると認めたときに限り、使用許諾番号を付して使用を許諾することができる。

3 知事は、使用許諾を行ったときは、使用許諾書（別記様式第3号）を申請者に送付し、使用を許諾しない場合は、使用不許諾通知書（別記様式第5号）を送付する。また、知事がACEアルクマについて使用許諾をした場合、長野県健康福祉部健康増進課長は、申請許諾通知（別記様式第6号）を長野県観光部観光誘客課長へ送付する。

（使用許諾の制限）

第6条 ロゴマーク及びACEアルクマが、次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として、知事は許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 長野県及びACEプロジェクトの信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者に商品等を販売する場合
- (6) ロゴマーク及びACEアルクマの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) ACEプロジェクト及びACEアルクマのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) その他、ロゴマーク及びACEアルクマの使用が適当でないと認められる場合

（使用許諾の期間）

第7条 ロゴマーク及びACEアルクマの使用許諾期間は、使用許諾書に記載の期間を厳守することとし、営利目的で使用する場合は、その使用期間は2年以内とする。ただし、使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該使用許諾を受けた事項を変更しない限り、使用許諾期間満了後においても、在庫整理の期間として、引き続きロゴマーク及びACEアルクマを使用することができるものとする。

（使用料）

第8条 ロゴマーク及びACEアルクマの使用は、無料とする。

（地位の継承）

第9条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般継承人は、当該使用者が有していた使用許諾に基づく地位を継承することができる。

(使用上の遵守事項)

第 10 条 第 5 条の規定による使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された使用内容のみに使用すること。
- (2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 第 5 条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) ACEアルクマについては、長野県観光部が別に定める「長野県PRキャラクター『アルクマ』使用マニュアル」に基づき正しく使用すること。
- (5) ロゴマークの一部のみを使用したり、又は合成・変形・色変換などの画像処理をしたり、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。ただし、知事が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (6) ロゴマーク自体を商品化しないこと。
- (7) ACEアルクマを用いた宣伝、広告又は商品等の使用に際して、許諾番号をその広告、商品、梱包等に必ず明示すること。
- (8) ロゴマークの表示は、県産品であることや当該商品の品質又はサービスの内容を県が保証するものではないため、当該使用にかかる物件に「長野県推奨・認定」等の文言は使用しないこと。

(許諾内容の変更等)

第 11 条 使用者が使用許諾の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ変更申請書（別記様式第 2 号）を知事に提出し、知事の許諾を受けなければならない。

2 知事は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許諾し、変更許諾書（別記様式第 4 号）を交付する。

(許諾の取消し等)

第 12 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許諾（前条の追加又は変更の許諾があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの規程に違反した場合
- (2) 使用者が第 5 条の使用承諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第 6 条各号いずれかに該当するに至った場合
- (5) その他ロゴマーク及びACEアルクマの使用継続が不相当であると認められた場合

2 長野県は、前項の規定による使用許諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 知事は、使用者にロゴマーク及びACEアルクマの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性等)

第 13 条 この規程による使用許諾は、使用者が自己の商標や意匠とする等、独占してロゴ

マーク及びACEアルクマを使用する権利を付与し、かつ商品、使用者等について長野県の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第 14 条 長野県は、この規程による使用許諾の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第 15 条 長野県は、ロゴマーク及びACEアルクマの使用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマーク及びACEアルクマを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、長野県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、ロゴマーク及びACEアルクマの使用に際して故意又は過失により長野県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を長野県に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第 16 条 知事は、ロゴマーク及びACEアルクマの使用促進を図る観点から、使用許諾の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第 17 条 この規程に関する事務は、長野県健康福祉部健康増進課が行う。

(その他)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、ロゴマーク及びACEアルクマの使用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 10 月 20 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 4 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 9 月 10 日から施行する。

この規程は、令和元年 5 月 17 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 3 月 11 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 9 日から施行する。

(別記1) 「信州ACE(エース)プロジェクト」ロゴマークパターン

A



B



C



D



E



色指定 (4色)

Green グリーン
C100.M0.Y90.K0
R0.G155.B80
DIC 643

Blue ブルー
C100.M40.Y0.K0
R0.G115.B195
DIC 2591

Pink ピンク
C0.M80.Y15.K0
R235.G80.B135
DIC 268

Orange オレンジ
C0.M60.Y90.K0
R240.G130.B30
DIC 2524

F

信州 ACE プロジェクト



色指定 単色 (黒1色)

Black ブラック
C0.M0.Y0.K100
R235.G80.B135
DIC 268

H



I



色指定 (2色) Action

色指定 (2色) Check

色指定 (2色) Eat

Blue ブルー
C100.M40.Y0.K0

絵

Light Blue ライトブルー
C20.M0.Y0.K0

Pink ピンク
C0.M80.Y15.K0

絵

Light Pink ライトピンク
C0.M20.Y0.K0

Orange オレンジ
C0.M60.Y90.K0

絵

Light Orange ライトオレンジ
C0.M5.Y30.K0

長野県が認めた「健康づくり応援弁当」にかかる使用に限定

J



K



(注意事項)

- ・ A, B, Cのカラー、サイズについては、『信州ブランドV I デザインマニュアル』に従ってください。
- ・ D,E,H及びIはカラー（4色指定）、F及びGは単色（黒色指定）となります。
- ・ J, Kの「アルクマ」の色については、『長野県PRキャラクター「アルクマ」使用マニュアル』に従ってください。
- ・ H, Iを使用する際は、「信州ACE(エース)プロジェクト」を併せて明記してください。

(別記2) 「信州ACE (エース) プロジェクト アルクマ」デザインシート

Action ver.



4C



1C



アウトライン

Check ver.



4C



1C



アウトライン

Eat ver.



4C



1C



アウトライン

※ ACEアルクマについては、イラストと一緒に必ず「長野県PRキャラクターアルクマ」「©長野県アルクマ」両クレジットを入れる等、長野県観光部が別に定める「長野県PRキャラクター『アルクマ』使用マニュアル」に基づき正しく使用してください。

「信州ACE（エース）プロジェクト」ロゴマーク
「信州ACE（エース）プロジェクト アルクマ」使用申請書

年 月 日

長野県知事 様

住 所
名 称
代表者名

「信州ACE（エース）プロジェクト」ロゴマーク及び「信州ACE（エース）プロジェクト アルクマ」の使用に関する規程」を了承の上、下記のとおり、使用したいので申請します。

記

1 使用したいデザイン（別記1及び2を参照の上、○を付けてください。）

A ・ B ・ C ・ D ・ E ・ F ・ G ・ H ・ I ・ J ・ K ・

ACEアルクマ（ Action ver. 、 Check ver. 、 Eat ver. ）

※J・Kは「健康づくり応援弁当」の届出が必要です。

2 使用申請の対象物の名称

3 使用する目的

4 使用方法

※ 営利目的の場合には、具体的な内容（カラー、サイズ、単価（税込み）、期間中の販売予定数量、販売予定箇所、県産品使用の有無（食品の場合））の報告が必要になります。（任意様式）

5 使用期間 年 月 日から 年 月 日

※使用期間は、始期「承諾日」・終期「期限なし」でも申請できます。

6 担当者名及び連絡先（電話番号・ファックス・電子メール）

添付書類

- (1) 企業、団体等の概要書（パンフレット等）
- (2) 使用する媒体の見本・イメージ等（使用方法がわかるもの）
- (3) 企画の概要書

【書類の提出先・お届け先】

〒380-8570（住所の記載不要） 長野県健康福祉部健康増進課

電話：026-235-7112 FAX：026-235-7170 Email：kenko-zoshin@pref.nagano.lg.jp

「信州ACE（エース）プロジェクト」ロゴマーク
「信州ACE（エース）プロジェクト アルクマ」使用変更申請書

年 月 日

長野県知事 様

住 所
名 称
代表者名

年 月 日付け 健増第 号で許諾を受けたデザインの使用について、下記の通り内容を変更したいので申請します。

記

- 1 前回許諾を受けている申請内容（変更がある部分のみ）
- 2 変更する内容（変更がある部分のみ）
- 3 変更する理由
- 4 使用期間 年 月 日から 年 月 日
- 5 担当者名及び連絡先（電話番号・ファックス・電子メール）

添付書類

- (1) 変更する内容がわかる見本
- (2) 当初使用許諾書の写し

【書類の提出先・お届け先】

〒380-8570（住所の記載不要） 長野県健康福祉部健康増進課

電話：026-235-7112 FAX：026-235-7170 Email：kenko-zoshin@pref.nagano.lg.jp

「信州ACE（エース）プロジェクト」ロゴマーク
「信州ACE（エース）プロジェクト アルクマ」使用許諾書

健増第 号
年 月 日

(申請者) 様

長野県知事 阿部 守一

年 月 日付で申請のありましたデザインの使用について、次の条件を付して許諾します。

- 1 使用対象物の名称
- 2 許諾番号 (ACE アルクマを営利目的に使用する場合のみ) 健増第 号
- 3 使用するロゴマーク
A・B・C・D・E・F・G・H・I・J・K・
ACEアルクマ (Action ver. 、 Check ver. 、 Eat ver.)
- 4 使用期間 年 月 日から 年 月 日
- 5 備考
なお、使用に当たっては、下記に留意してください。

記

- 1 本許諾書に記載の条件に従い、「信州ACE（エース）プロジェクト」ロゴマーク・「信州ACE（エース）プロジェクト アルクマ」を使用することができます。ただし、「信州ACE（エース）プロジェクト アルクマ」を営利目的に使用する際は、その広告、商品、包装等に「長野県PRキャラクターアルクマ」、「©長野県アルクマ」両クレジットと併せて、許諾番号(△△健増第〇〇号)を明示してください。また、完成品(困難な場合は写真等)を提出してください。
- 2 使用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- 3 使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、長野県は一切の責任を負いません。
- 4 使用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
- 5 申請書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な使用等が認められた場合、使用者に対し是正を求めるための警告を行います。
- 6 使用者が上記の警告に応じない場合は、許諾の取り消しその他必要な措置をとる場合があります。
- 7 許諾が取り消されたときは、許諾取消の日から使用することはできません。
- 8 「信州ACE（エース）プロジェクト」ロゴマーク・「信州ACE（エース）プロジェクト アルクマ」の適切な使用を図るため、使用の状況、使用した物件の販売状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- 9 「「信州ACE（エース）プロジェクト」ロゴマーク・「信州ACE（エース）プロジェクト アルクマ」の使用に関する規程」は、必要に応じて変更することがあります。
※ 使用許諾を受けた内容について、変更が生じた場合は、別途使用変更申請書を提出してください。

長野県健康福祉部健康増進課
(担当者名)
(連絡先)

「信州ACE（エース）プロジェクト」ロゴマーク
「信州ACE（エース）プロジェクト アルクマ」使用変更許諾書

第 号
年 月 日

(申請者) 様

長野県知事 阿部 守一

年 月 日付で申請のありました「信州ACE（エース）プロジェクト」ロゴマーク・「信州ACE（エース）プロジェクト アルクマ」の使用について、次の条件を付して変更を許諾します。

- 1 使用対象物の名称
- 2 許諾番号（ACEアルクマを営利目的に使用する場合のみ） 健増第 号
- 3 使用するデザイン
- 4 使用期間 年 月 日から 年 月 日
- 5 備考
なお、使用に当たっては、下記に留意してください。

記

- 1 本許諾書に記載の条件に従い、「信州ACE（エース）プロジェクト」ロゴマーク・「信州ACE（エース）プロジェクト アルクマ」を使用することができます。ただし、「信州ACE（エース）プロジェクト アルクマ」を営利目的に使用する際は、その広告、商品、包装等に「長野県PRキャラクターアルクマ」、「©長野県アルクマ」両クレジットと併せて、許諾番号（△健増第〇〇号）を明示してください。また、完成品（困難な場合は写真等）を提出してください。
- 2 使用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- 3 使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、長野県は一切の責任を負いません。
- 4 使用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
- 5 申請書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な使用等が認められた場合、使用者に対し是正を求めるための警告を行います。
- 6 使用者が上記の警告に応じない場合は、許諾の取り消しその他必要な措置をとる場合があります。
- 7 許諾が取り消されたときは、許諾取消の日から使用することはできません。
- 8 「信州ACE（エース）プロジェクト」ロゴマーク・「信州ACE（エース）プロジェクト アルクマ」の適切な使用を図るため、使用の状況、使用した物件の販売状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- 9 「信州ACE（エース）プロジェクト」ロゴマーク・「信州ACE（エース）プロジェクト アルクマ」の使用に関する規程」は、必要に応じて変更することがあります。

長野県健康福祉部健康増進課
(担当者名)
(連絡先) 別記様式第5号

「信州ACE（エース）プロジェクト」ロゴマーク
「信州ACE（エース）プロジェクト アルクマ」使用不承諾通知書

健増第 号
年 月 日

（申請者）様

長野県知事 阿部 守一

年 月 日付で申請のありました「信州ACE（エース）プロジェクト」ロゴマーク・「信州ACE（エース）プロジェクト アルクマ」の使用については、以下の理由により承諾しないこととしましたので通知します。

記

不承諾の理由

長野県健康福祉部健康増進課
（担当者名）
（連絡先）

「信州ACE（エース）プロジェクト アルクマ」使用許諾通知

健増第 号
年 月 日

観 光 誘 客 課 長 様

健 康 増 進 課 長

年 月 日付で、〇〇から申請のありました「信州ACE（エース）プロジェクト アルクマ」の使用については、「信州ACE（エース）プロジェクト」ロゴマーク「信州ACE（エース）プロジェクト アルクマ」使用許諾書」（別添）のとおり、許諾しましたので通知します。

長野県健康福祉部健康増進課
(担当者名)
(連絡先)